

「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」と行動制限

(図表-1)

レベル	警戒レベル		基本的行動内容	
	県内	県外	県内移動に関する行動制限	県境を跨ぐ移動に関する行動制限
6	【都市封鎖級】		外出禁止を要請	禁止を要請
5	【特別警戒】		厳しい休業要請・外出自粛	不可
4	【警戒】	【警戒】	休業要請・不要不急の外出は控える (やむを得ず外出の場合は3密を避けるなど「新たな生活様式」の徹底)	極力回避(注1)
		【警戒】		
3	【注意】	【警戒】	3密を避けるなど「新たな生活様式」の徹底	県内者の県外への移動は対象地域に応じ判断(注2) 県外者へは一部近隣県を除き原則自粛を要請(注3)
		【注意】		
2	【ほぼ日常】	【注意】	3密は極力避ける。衛生習慣の励行。感染弱者へ配慮	県内者は県外への移動をできる限り避ける 県外者へは一部近隣県を除き原則自粛を要請(注3)
1 1-1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】	3密はできる限り避ける。衛生習慣の励行。感染弱者へ配慮	県境を越える移動可
				ただし、感染者の多い地域への1地域からの移動は注意
1 0-1	【国内は日常】	【国外は注意】	県内に関する行動制限無し	国内に関する行動制限無し
				国外との行動制限が一部有り
	【国内は日常】	【国外も日常】	国外・国内のどこの関係でも行動制限無し	

(注1) 県境を跨ぐ移動については、対象地域を分類せず、国内全域を一律回避とする。

(注2) 対象地域の感染状況に応じ、行動を選択する。感染移行期以上にある地域への移動は極力回避する。

(注3) 一部近隣県とは、「累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県」。この県との県境を跨ぐ往来は新たな生活様式の徹底のもと可とする。